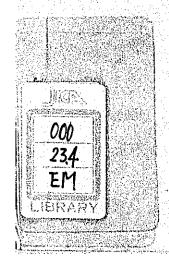
(1) 2

昭和38年7月

## 業務例規集(案)



海外移住事業団

受入	A 450	000
月日 184.	8.15	23.4
登録No.	02983	EM

		Ş	養務 修	利規 集	(秦)			计可控制 医克里氏
					次			化进 有的现在分词
第	一章	調査及に	ぶ知識のす	<b>音及</b>				
		海外移位	主知識のす	音及に関す	る基準 (柴)		/	
	٦,				実施要領	(柴) (別理)		
	₹.	学生移住	主連盟指達	尊要領(策)				
第	三童	国内に	おける 接見	<b>州及び指導</b>	業務 (集)			1
		自移住	엘, 노르,					, N
			吸基準 (業	<b>)</b>			b	
					wil \			
				俱(某)(别		LIBRARY		
3.03 1.04 1.15			<b>炎</b> 專門員第				******* 8	
	第二軍	移住。	<b>りあっせん</b>	6	10	23940[8]		
		海外移住	主に関する	るあっせん	基準(案)・・		• 9	
	2.			あっせん	実施要領(	葉) (别刑)		
	3	移住新	坐着のあ.	つせん選考	規程(案):			)
	New Year	行 能力。	<b>有一点 经付款的</b> 化氯					
	1.	移住首	講唱会 基	隼(菜)			/2	)
	a.	移住者:	淵智 会実i	他要領(東)			14	(
	<b>笋</b> 四	月移転	援助					4.50%
	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	渡航貨	質付基準	<b>(X)</b>				7
				事務要領(				
	が高い時			給基準 (案)			········ a	j

	경기 (1985년 1972년 - 1985년 - 1985 - 1985년 - 1985	
#	移住着支展買曳給美施要領 (案)	J3
ځ.	移住あっせん所に関する規程(果)(別冊)	
6.	移住省輸送引卒員規程(案)	27
7.	移住者輸送訂本員執務心得(菜)(别冊)	
	付 現地視緊要領(案)(期冊)	
第三章	海外における援助及が指導	
	節	
	<b>发入基盤拡大対策 (案)</b>	<i>29</i>
第二	<b>聞 產煮振興対策</b>	
	産業振與対策 (案)	3/
2.	試験農場敦置基準(菜)	·····34
3	<i>솔랫폼 및 보</i> 고 보는 보다 하지만 보다 하는 이번 하다 하다 하다.	
4.		
<b>5</b> .		36
6.	[종류의 중점 시간 호텔 기업 (100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	38
7.	경영화 등 사용을 통해 보고 있는 것이 되었다. 그 사람이 있는 것이 되었다. 그런 그렇게 되었다. 일본 사용자 가장 보고 있는 것이 되었다. 그 것은 사용자 가장 하는 것은 것을 하는 것이다.	4/
J.	분수는 1일을 받는 것이 있습니다. 그런 그렇게 되는 것이 되었다. 그런	43
第三	断 医療衛生対策	
1.	[전투를 출발하는 [전문] [10] 하고 있는 이 모든 사는 12를 받는 사람들이 있는 것이다.	49
a.	<u> </u>	
3	衛生柏導員必携(菜) (別冊)	
4	珍療所設置基準(菜)	50
<b>.</b>	診療所運営規程(菜)	¢ə
6	巡回診療実施要領(案)	\$4

: 사용하다 12 시간에 보는 보다 되어 보면 100 분위 12	
7、移住地衛生指導医研修制度規程 (案)	56
增加節 教育 対 策	
/ 移住档子弟教育対策 (案)	····· <i>59</i>
2. 小学核設置基準(荣)	
3. 小学被運営規程(案)	66
A 中学及び蘭等学校設置基準(案)	····· 7/
s. 中学及び高等学校運営規程(案)	77
6 日本語教育実施要領(案)	···· 80
7 移住	81
第五節 文化指導対策	
/ 文化 指導対策 (菜)	87
2. 青年調習会実施更領(案)	89
3 対外接触指導要領(案) (别刑)	
第六節 社会福祉対策	
/ 社会福祉対策 (案)	90
2. 移住者輸送機護共消積立金制度規程(第)	9a
3 移住者保護費支給規程 (菜)	97
第七衛 治安維持対策	
治安維持対策(案)	99
第八節 移住者又は移住地に関する諸方針	
人 移住地選定方針 (策)	101
a. 集团移住地指導方針 (荣) ···································	/03
3. 襲業雇用移住者取扱い対針 (策)	106
タ 技術雇用移住者取扱い方針 (策)	108

NATAWARAN JOHAN TANAN MATERIAN JANAMATAN JANAMATAN JANAMATAN JANAMATAN JANAMATAN JANAMATAN JANAMATAN JANAMATAN	and the state of the second of
よ. 企業移住者取扱い方針 (菜) …	110
** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第九郎 施設,機械等に関する規程	
/. 建造物建設基準 (案)	//2
a. 建造物管理規程 (案) ···································	//3
3. 自動車類管理規率 (案)	
	토리 소프트리지 얼마는 그를 받는다.
불교회 원활동조 보았다. 그는 시골로 하는 네	
	아이 시시 하는 사람이 있는 것이 모르는 사람이다.
시기 중요 있는 시간 보다는 것이 되었습니다. 사람이 있는 사람이 있다. 19 12년 대한 기업 대한 기업 시간 기업	
	하고 있으면 되었는 말씀 없고 없는 어머니?
발매장이 현대 기를 하는데 되는다.	
	경 강에는 사람이 되었다. 이 경험 사이를 보고 있다. 것 같은 것 같은 사람들은 것을 보고 있었다.
	민들은 독특별 전투 시장은 학생이 되었다.

## 第一章 調査及び知識の普及

### 海外移住知識の普及に関する基準 (案)

- オノ (目的) 海外移住に関する知識の普及は不特定多数を目標に 次の事業を実施することを目的とする。
  - (1) 移住を希望している春に対する移住者受入先の事情に肉する正確な情報の提供 (2) 潜在移住希望者を顕在化するための告発・
  - (3) 一般国民の海外移住に関する避解と、協力の増大
- ヤマ (方法) サノ の 目的を連成するため、次の方法を講じる.
  - (1) 超 職 地方自治体、厚枝、栽協、その他の組織を通じて知識 が未端にまで浸透するように努めるヒヒもに、移住に関する知識 経験の豊富な人物を地方支部(地方協会)に配置し、かつ常時で の知識の向上をはかり、なるべく知識を有する人物の配置を有果 単位より市町村単位に拡大するよう措置すること。
  - (2) 特定の個人を対象とするもの 社会的影響のある指導層、有力 春葉を特に答発し、必要に応じこれを組織化すること。
  - (3) 広報機関の利用 既存の新闻、ラジオ、テレビジョン、雑誌又は 映画等、広報機関を利用するよう 12努めること。

  - (s) 催し、その他 講演会、映画会、展示会、開習会等を催し又は 協力 すること。
- カヨ (電点) 一般国民に対して行う海外移住に関する知識の普及と ともに次の対象に対して特に重点的にこれを実施するものとする。

- (1) 青少年反び移住突觸地区等、移住可能性の強い階層及び地区。
- (2) 地理的、社会的理由による怪者生活耐上困難な地域又は階層。
- ③) 経済構造の窓化等に伴い移住更因の増加した地域又は階層。
- (4) 不測の野政により、移住宋御嬰因が陥若となった春
- カイ (留意すべき事項) 1、海外移住に関する知識は常に正確、 最新のものでなければならない。
  - ス、通常用いられているところの広報、 官 伝 の方法を有効 に利用する。
  - 3、前項にかかわらず、海外移住の気品を落し、或いは、その意図 のない者を煽動するようなことがあつてなならない。

推進委員制度

- 極 蒙

### 日本学生海外移住連盟指導要領(菜)

- 第1(知識の普及) 事業団は日本学生海外移住運盟(以下単に運盟と いう)の活動が、「海外移住知識の普及に関する基準」第1の2及 が3の目的に合致するものと認め、その自主性をおかさない範囲で これを指導助成するものとする。
- 第3 (事業の一部委託) 事業団は海外移住事業団法第22条に定めるところにより、知識の普及に関する業務の一部を連盟に委託することがある。
- 第4 (知識の普及活動季託費の交付) 争業団は連盟に対し、季託費を交付する。
- - マ 交付申請書には 次の爭項が明記されるものとする。
    - (1) 普及活動趣意普
      - か 目的
      - ロ 対象および場所
      - 八)期间
      - =) 方法
      - か 項目および内容
      - へ) 担当員の経歴
      - (2) 日程および支出計画明細
      - (3) 普及活動費請求書

- 第6(零記契約の締結) / 委託を行なう場合, 事業団は運盟と本 記契約を締結する。
  - 2. 委託契約には 次の事項が合まれなければならない。
    - (1) 目的
    - (2) 期间
    - (3) 報告の義務
    - 40 補助金の交付
    - (5) 会計報告
  - (4) 余剰金の返納
  - (7) 会計監查
    - (1) 目的以外の流用の禁止
- 第7 (便宜供与の取り消し) 事業団は連盟の活動が海外移住の知識の普及上好ましくないと認められる場合は、便宜供与を取り消すことがある。

### 移往相談基準 (累)

- サノ、(趣旨) 移住相談は、發住希望者の意志決定を誤らしめない ために、繋進した専门員か、直接移住希望者の相談に応じて詳細か つ正確な情報を提供するとともに、適切な助言と勧告を行うもので ある。
- オ2 (移住相談の原則) ノ、移住相談に当っては、できるたけ本人の希望にこうようつとめなければならない。
  - 2、値し、本人の能力をの他の条件に適合するものでなければならない。
- 中3 (専内員) /、移住相談は、改任希望者反びその写孫にとつて、決定的影響を与える最も重要な禁務の一つであるから原則として海外移住に関する知識、経験の深い黙違した専門 用がこれに当らなければならない。
  - 2、時に最終的移住相談は、必ず理事長が指名した移住相談専门員 が行わなければならない。
  - 3. 事業団は移住相談界円員を必らず祈県単位に配置し、戻に末端にまで配置するよう措置するとともに、その資質の何上に努めなければならない。
- 为4 (無料) 事業団は、移住祖談に際し、名目の如何を向わず、 一切の金品を戻領することはできない。但し、あらかじめ有料配布 と定められた資料及な市販の蓄船類をあっせんする場合はこの限り ではほい。
- おか (秘密の厳守) 野業団馬負は、移住相談に際しで知り得た事 環については、一切他に渡してはならない。

但し、犯罪事件に関し、裁判官、検察官、及び错察官より求められた場合を除く。

# 第二章 国内における援助及び指導業務 第一節 移 住 相 談

### 移住相談専門員規程(案)

- 第 / 承 (柏名) / 理事長は移住相談業務を担当させるために、移住相談専門買 (以下「専門買以いう。) を箱名する。
- 3. 理事長は指名に当って、あらかいめ試験を行なうことができる。 第2条(資格) 専門員は次の資格を有しなければならない。
  - 11) 移住業務に5年以上従事し、移住に関する深い知識を有し、ラテン・アメリカ事構に避暁していること。
  - (a) 人格, 識見办専門員として適当と認められること。
- 第3条(級別) 専門具は、その経験、能力等に応じて、これを一級 及びこ級に分けることができる。
- 第4条(研修) 理部長は専門員の資債を向上させるために研修を行な うものとする。
- 第5条(特別の耳川員) / 技術移住及び企業移住の特殊性(により 理事長は技術移住相談専门員及び企業移住相談専门員を特に命する ことができる。
  - 2. 3種の専門員は兼ねることができる。
- 第6条(取消し) 理爭長は専门員の指名後において、不適格の爭用を認めたときは、これを取消し又は、一級専门員を二級専门員に降等することができる。

# 第二節 移住のあつせん

### 海外移住に関するあつせん基準(業)

- 第1(定義) この基準に示すあっせんとは事業団が、移住希望者の 適性と受入 先の適否を綜合的に判定して、その見解を双方に墨示し、移住の実 現に必要な合意の成立をはかることをいう。
- 第2(移住の単込) / 事業団は、移住の単込みに対しては何人に ついても、これを受理しなければならない。
  - 2. あっせんに先立ちあらかじめ移住相談の実施を求めることかで きる。
- 第3(移住者受入先の調査) / 畢業国は別に定めるところにより 移住者の受入先については詳細にその実情を調査し、条件を検討し なければならない。
- 第4(あっせん条件の確定) あっせんに当っては事業団はあっせん 申込者に対し、あっせんの内容を明確に呈示し、すべての条件を確 建しなければならない。
- 第 3 (秘密の敵守) 事業団取員はあっせんに際して、知り得た事項 については一切他に洩してはならない・但し 犯罪事件に関し、裁 判官、検験官及び警察官より求められた場合を除く。
- 第7(移住申込者の判定) 事業団は別に定めるところにより、移住 申込者に対ひて、あっせん不能の判定を下すことができる。

## 移住希望者のあつせん選考規程(案)

- 第1条(目的) この規程はあっせん基準第7に基づさ、移住希望者 に対し、あつせんの適否を決定するための送考方法を定めたもので ある。
- 第2条(選考委員会) 格住希望者のあっせん選考の適正を期するために、理事長は移住希望者あっせん選考委員会(以下「選券委員会」 という。)を設ける。
- 第3录(送考安員会の組織) 送考安員会は常務理事を受員長とし、 次の安員により組織する、

業務 部 長 手 続 関係 課長 移住相談室主任 当 敬 地 飒 班 主 任

- 第4条(送考の基準) 移住希望者のあっせん審査の際における判定 は、移住者の受入先の提示する条件と、受入先国の入国条件に基づ き、次の基準により行なうものとする。
  - (1) 労力的基準
  - (2) 職業的基準
  - (3) 健康的基準
- (4) 経済的基準
- (3) 精神的基準
- (6) 家族関係的基準
- 第二条(他地区への振替指導) 送着委員会は 移住希望者の南望地区への移住が不適当と認められるとさは、他の地区への移住を指導

するよう措置しなければならない。

- 第 4条 (決定後の措置) 季 頁長は移住希望 着に対して 送 ちの 結果 を すみ べかに 通知しなければならない・
- 第7条(決定の取消し) 送着委員会が決定した彼に送着の基礎とし た事美に誤りかあることが発見された場合には、その決定を取り消 すことがある。
- 第4条(有効期间) 送着季員会が決定した送券結果は、決定された 日より起算して一ヶ年を有効期间とする。
- 第9条(送考の委任) 送券本員会は理争長の承認を経て、別に定めるところにより その権限の一部を国内支部(地方協会)に安任することができる。

## 第三節 能力の補完

### 移住 档 謂 会 基 雄 (案)

- ネノ (目的) 事業団は、移住者に対し、移住後の現地社会への適応性を向上せしめ、かつされるれの業確に応じた能力を開発し、その生活の安定と経済的発展を容易にするため、渡航前並びに航海中も可能な限り移住調智会を行うものとする。
- 12. (種類) 殺住者講習会は次の2種類とする。
- (1) 全務住者講習会 (2) 船中講習会 (3)展業訓練講習会 (4) 単 身移住者展業訓練講習会 (5) 技術移住者講習会 (6) 技術訓練講 習会 (7) その他の講習会
- ヤラ (全務住者講習会) 殺住する18月以上の全員を対象として 現地における諸般の影情を周知せしめ、社会的、経済的、生活的適 心性を附与することを目的とする。
- ヤ4 (船中講習会) 義務教育期間中にあるものに対して語学及び 日本における学校教育を実施し、ノケオ以上の全員に対してはやる を補宅し、かつ此男を語学力を付与することを目的とする。
- かか、〈農業訓依謝費会〉 粮業験験不足な者が、粮業者として移住 しようとする場合、農業者として最小限心界な知識と経験を付与す るために精神的、肉体的訓練を臭施することを目的とする。
- おも、(単身移住者及業訓練講習会) 単身にこ農業移住するものに 対し、最終送麦を兼ねた展業訓練を実施することを目的とする。
- ヤク: 〈技術務住着講習会〉 技術看又は技能的〈以下「技術者」と 総称する.〉として移住するものに対し、技術移住の特殊性に鑑み为3 の調習を補怠し、かつ技術的に適応する訓練を行なうことを目的と する.

- カタ (技術削像講習会) 技術経験不足なものが技術移住者として 移住する場合、技術者として必要な知識経験を付与することを目的 とする。
- カタ (その他の調料会) 必要に応じ運事長がその都度定める。
- サノの (級住着護調会の実施と要託) 事業団は特別の事情があると きは、 務住者講習会を他の適当と認められる裁判に委託することが できる。
- サノ2 (教材) 講習会の教材は無償配析するものとする。但し、 市販されているものについては、実費にてあっせんする。
- カノ 3 (各講習会の関係) 各講習会は、その内容の重複をさけ、かっ の 会接に 関連させて 実施し なければならない。

### 移住着講習会與施馬領(案)

- - 2、期間 講習期間はノ日を時间を基準として約3日とする。
  - 3、科目 講習科目及びその時面数はおおむね次の通りとする。

(科 目)	(内	(詩歯)
凋 習	社交、慣習、法想、言葉、ものの見方	4
教育, 宗教	教育、 宗教	ઙ
径 凊	経済、攻めへの趙	<b>ુ</b>
生 活	食事、住居、另仇、服装、生活	#
衛生	医療、衛生	3
渡航準備	携行前物、出発より到着まで	3

備 考 (1) 講習日産が2日の場合は、各課目を一時间すっ論少することができる。 (2) 発导教育は行ちわない。講習科目中「言葉」というのは、言葉の選じない国で生活する心得を説明する。

- (3) 「経済」は所謂経済等ではなく程信或いは経色上必要な経済 事情等の 内容である。
- 4、講 所 理事長は移住相談専门員の中から専門科目に応じて講 脈を任命する。但し、特別の事情があるときは、他に講師を委嘱 することがある。
- 5、 場所 液瓶のため集結する移住あつせん所、又は集合に展宜と 識められる場所とする。
- オス (船中離習会) ノ、鏑政 渡鴉中にある移住者の中ノケオ以上のもの全員および養務教育期間中のものを対象として鎬成する。

前頃については既に受入先国別に鏑皮することができる。

- 2、期旬 講習期面はノ日3時間は標準とし、航海全期旬中とする。 値し、目的塔到着3日前に南部するものとし、雷港の際の停泊期 値中は休講とする。
- 3、科 耳 鐡智科目は概ね次に掲げるものとする。

科目 〈學令児学版〉

青年及び 成人学被

一般学校教育の内容

逆 岸

閱地亊情

部 学

国账教教

- 4、講师 講师は移住者輸送引卒員かこれに当る、値し来船者の中 に適当な人がいる場合は、これに対し、その一部を委嘱すること ができる。
- 5、謝金 餌外の講価を発暖した場合は別に定める謝金を支給するあいする。
- 中3(廃業訓練講習会) /、臨東 農業経験の不足するもので農業者として移住する 18 大以上 50 末末満の男女 20 名を単位として協
  よするものとする。
  - 2、期間 訓練講習期面は、1日子時面を基準として約3ヶ月とする。3、科目 訓練講習科目反びその時間は原則として次に掲げるものとする。
  - (一般科目) 160時旬 移住に対する若九方之時間、政治経濟 2時旬、 法規 3時旬、 闰土以住民 3時旬 生活 2時間 現地料理 13時间 渡航準備及び手號 2時間 語學 120 // 討翰会 13時間

### (専内科目) 4/2時囱

農業旅諭 26時間 農藥肥料 4 時間 射物農業事情 2時間 畜 座 8〃 畜産加工 ノロッ 自給食糧の保存加工 4 ル 及業期間由命論 2。 斯名管殿加進的方 4 // 朋拓地見学 8 n 農業見学 16 n 难用照比到此图 40 展案概蔽及以修理 39 n 簡易測量 6n 簡易建築 /0 / 農業集習 252 / 総合計 ケクス時間

- 4、講师 理事長は、専门科目に応じて講师を委嘱するものとする
- と認めた爆所とする。
- カル (単昇般業務住者訓練講習会) / 、 備成 単身にて農業務住 するものでスク名以上をもって受入先国制に協成した単位で行なう ものとする.
- 2. 期面 農業訓練講習会の期間は1日8時間を基準として約1カ 、月とする。
- 3、科目 訓練講講科目反びその時面は原則として次の通りとする (一般科目) クチ時旬

殺住に対する志之方 2時間 政治経育 2時間 国土と住民 2時期 法规 1 生活 21 凌航準備 21 語学 

(専向科目) ノ3ケ時間

移住国の泉菜事情 2時間 日系人の果業 2時間 及入果家の旅事 2時間 南米の展界 み 農業協同組合論 / 農機機械機能風機 30. 複業見学 8時間 農業実習 28時間

战合計 200時間

- 4、講师 理事長は、専内科目に応じて講所を要嘱するものとする。
- 5、場所 展業訓練講習の場所は、事業田の訓練所又は、事業田が 適当と認めた場所とする。
- 6. 選考 股生新望者のあっせん選考規程 オ3 衆に定める選素等 異会は講習会の講師その他の報告に基色選考規電力4条の基準に 従って受調者の適裕性を判定する。
- プケ (技術後住着講習会) ノ、論成 報位する技術者 ノの名をも つて受入先国別に論成した単位で行なうものとする。
  - コ、期间 講習期面はノ日8時間を基準として約1週期とする。
  - 3、科目 講習科目反びその時間は原則として次に掲げるものとする。 (ノ般科目) ノタ時間

(韩門科目) 25時間

的合計 44時间

4、講师 理事長は、専門科目に応じて講師を委嘱するものとする。 5、場所 技術務住看講習会の場所は事業団の訓練所又は事業団な 歯当と調めた場所とする。

- 中6 (技術訓練調督会) ノ、編成 技術経験の不足与着で、移住する ものに対し、取確制に備成を行ない技術訓練を実施する。
  - 2. 期间及び時期 訓練講習会の期间はノ日8時間を基準として的 6カ月とする。3、時期 訓練講習会は年之回東施するものとし、 その時期は別に定める。 4. 訓練器習科目及びその時面数は原則 として次の通りとする。

### 課目及び時向数

(普通學科) みかの時期

社会 ×30時間 体育数学、経営大要、その他 ×0時間 (専門学科) 305時間

模械工学大意 55時町 模械工作法 100時間 材料 40時間 材料力学 30 4 製 図 80 4

(実 技) みかの時的

か、講 価 理事長は、専門科目に応じて講冊を委嘱するものとなる。場 析 削读講習の場所は事業団の訓練所又は事業団が適当と
認める場所とする。

